

外来医療計画に係る取組について
(外来医療機能に係る申出書・共同利用計画書)

1. 地域で不足する外来医療機能を担うことに係る申出書 提出状況

対 象：当圏域において、新たに開業する医療機関（法人化や開設者変更等を含む）

期 間：令和7年4月1日～令和8年2月28日

【合意する】

医療機関 名称	所在地	区分	開設 年月日	担う外来医療機能
かなべ整形外科	福山市神辺町川北 895-1	法人化	R7.4.1	初期救急
みつふじ小児科	福山市川口町 2-22-6	移転	R7.4.1	初期救急、学校医、 予防接種、健康診断
上田内科	福山市神辺町湯野 378-10	移転	R7.6.1	在宅医療、学校医、 健康診断
井上内科皮膚科クリニック 福山天満屋	福山市元町 1-1 8階	新規	R7.6.12	予防接種、健康診断
神石のたまご産婦人科	神石郡神石高原町坂瀬川 5146-18	新規	R7.7.23	予防接種
あをうめクリニック	福山市野上町 3-1-29	移転	R7.12.1	予防接種、健康診断
広島生活習慣病・がん健診 センター福山	福山市光南町 2-1-1	新規	R8.1.7	健康診断
つながる診療所・めぐみク リニック	福山市旭町 3-11 陸橋ビル 2階	新規	R8.2.25	在宅医療

【合意しない】

医療機関 名称	所在地	区分	開設 年月日	合意しない理由
シャープ福山レーザー株 式会社 健康管理室 (R7.12.1 施設名変更) フォックスコン福山テク ノロジーズ株式会社 健康 管理室	福山市大門町旭 1	開設者 変更	R7.10.1	企業内診療所のため

2. 医療機器の共同利用計画書 提出状況

対 象：対象の医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）を購入する医療機関

期 間：令和7年4月1日～令和8年2月28日

【合意する】 該当なし

【合意しない】

医療機関 名称	所在地	種別	設置 年月日	共同利用を行わない 理由
広島生活習慣病・がん健診 センター福山	福山市光南町 2-1-1	MRI CT マンモグラフィ	R8.2.4 R8.2.9 R8.2.9	自院の検査対応が手一 杯となる可能性が高く、 他院からの受け入れの確 約をできない状況が想定 されるため。

診療所等の新規開業 医療機器の新規購入

を予定されている皆さまへ

広島県は、外来医療機能の偏在解消を目指すとともに、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備するため、広島県保健医療計画の一部として「広島県外来医療計画」を策定しました。

令和6年4月以降で、次に該当される方は届出をお願いします。

届出の対象となる方

届出対象圏域で新規開業を予定されている方

地域で不足する外来医療機能を担うことについて、「申出書」の提出を求めます。

➡ P2へ

届出対象圏域(外来医師多数区域等)

対象となる圏域に●を付しています。

圏域名	構成市町	対象圏域
広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	●
広島西	大竹市、廿日市市	●
呉	呉市、江田島市	●
広島中央	竹原市、東広島市、大崎上島町	●
尾三	三原市、尾道市、世羅町	●
福山中	福山市、府中市、神石高原町	●
備北	三次市、庄原市	

地域で不足する外来医療機能

不足する機能に●を付しています。

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	その他
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山中	●	●	●	●	●	検死
備北	●	●	●		●	へき地の医療

対象医療機器の購入を予定されている方(全ての圏域)

共同利用に関する計画の有無や内容について、「共同利用計画書」の提出を求めます。

➡ P3へ

対象医療機器

対象となる医療機器は次の5品目となります。

※尾三圏域においては、CT(PET-CT、SPECT-CTを除く。)は対象となりません。

項目	種別
CT	全てのCT
MRI	全てのMRI
PET	PET及びPET-CT
放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィ	全てのマンモグラフィ

共同利用の方針

医療機器の共同利用の方針は、次の通りです。

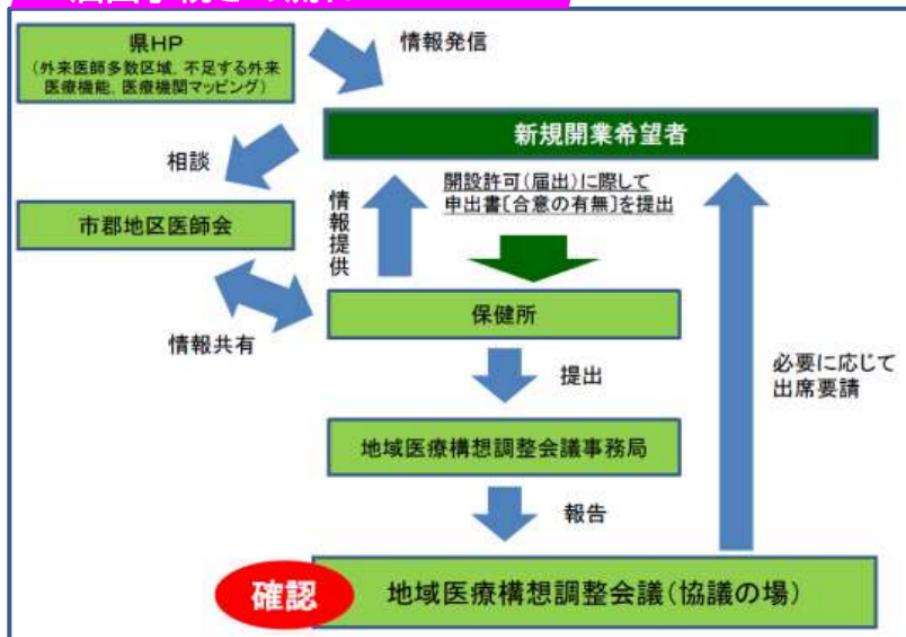
- 対象医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

共同利用計画に盛り込むべき事項

- ・ 共同利用の相手方となる医療機関
- ・ 共同利用の対象とする医療機器
- ・ 保守、整備等の実施に関する方針
- ・ 画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

新規開業手続きについて(届出対象の圏域)

届出手続きの流れ



- ① 県HP等により、二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標や地域で不足する外来医療機能、医療機関のマッピングに関する情報を公表します。
- ② 新規開業希望者が保健所に開設許可(届出)を行う際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や内容に関して「申出書」の提出を求めます。
- ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、合意が無い場合や申出書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規開業希望者の出席を要請します。

※ 合意の有無や合意内容により、診療所の開設が妨げられるものではありません。

申出書の記載方法

	記載方法
①	担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。
②	地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意される場合は、「合意する」の口にチェックの上、その内容を具体的に記載してください。 なお、最新の「地域で不足する外来医療機能」については、広島県ホームページにより確認してください。
③	地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意されない場合は、「合意しない」の口にチェックの上、その理由を具体的に記載してください。 なお、合意をしない理由については、地域医療構想調整会議で説明を求めることがあります。
その他	○ 届出対象の圏域以外で開業される場合は、申出書の提出は不要です。 ○ 「地域で不足する外来医療機能」については、地域の医療ニーズの変化や充足度に応じて、適宜見直しを行います。

外来医療機能に係る申出書

広島県知事様

①	氏名	
	所在地	
	開設年月日	
	担当者の氏名	
	連絡先	

当該地域で不足する外来医療機能を担うことについて

合意する

②

<担う外来医療機能等を具体的に記載>

合意しない

③

<合意をしない理由>

Q & A

- ① 届出対象圏域とは？ ⇒ 外来医師多数区域と地域の实情に応じて外来医師多数区域と同様の対応を求めるとされた圏域
- ② 初期救急とは？ ⇒ 休日・夜間における比較的軽症な救急患者に対応（在宅当番医制や休日夜間急患センターなど）
- ③ 在宅医療とは？ ⇒ 患者の日常生活の場において必要な医療を提供（訪問診療・往診、看取りなど）
- ④ へき地の医療とは？ ⇒ 無医地区等における医療の提供（へき地診療所、巡回診療など）
- ⑤ 検死とは？ ⇒ 検視・検案業務等

広島県外来医療計画の概要

位置付け

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づく広島県保健医療計画の一部として、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を補完するものです。

目的

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指します。
- 併せて、医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備します。
- また、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関として明確化された医療機関を、紹介受診重点医療機関として公表することで、「かかりつけ機能を担う医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担を進めます。

計画期間

(前期)令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間
(後期)令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間

全体像

- 【地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応】
- 外来医療機能に関する情報の可視化
 - 新規開業希望者等に対する情報提供
 - 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組
- 【医療機器の効率的な活用のための対応】
- 医療機器の配置状況に関する情報の可視化
 - 医療機器の配置状況に関する情報提供
 - 医療機器の効率的活用のための協議
- 【外来医療の機能の明確化・連携の対応】
- 外来機能報告の実施
 - 紹介受診重点医療機関の確認のための協議

《医療法にかかる病院・診療所の関係申請書類等提出先》

所管区域	届出窓口	所在地	電話番号
広島市	広島市保健所環境衛生課	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	(082) 241-1585
呉市	呉市保健所地域保健課	〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 (すこやかセンターくれ)	(0823) 25-3532
福山市	福山市保健所総務課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 福山すこやかセンター5階	(084) 928-1164
大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所・保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所・保健所 広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	(082) 228-2111
江田島市	西部厚生環境事務所・保健所 呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東厚生環境事務所・保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911
三原市、尾道市、世羅町	東部厚生環境事務所・保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	(0848) 25-2011
府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所・保健所 福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311
三次市、庄原市	北部厚生環境事務所・保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181

- 県内の医療機関・医療機器の配置状況(マッピング)や外来医師多数区域及び「地域で不足する外来医療機能」の最新情報については、広島県のホームページをご覧ください。
- 「申出書」や「共同利用計画書」の電子データもダウンロードいただけます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

広島県 外来医療計画

検索

問い合わせ先



082-513-3206

広島県健康福祉局医療介護政策課

〒730-8511 広島市中区基町10-52